

2013年6月21日

第18回 裁判員制度に関する検討会

「裁判員・補充裁判員の保護について

心理的ケアを中心に」

土屋美明

▽ 発言の趣旨

今年3月、福島地方裁判所郡山支部で死刑判決が言い渡された強盗殺人事件で、裁判員として現場のカラー写真を見たり、被害者の声の録音を聴いたりした女性が、急性ストレス障害（ASD）と診断され、「血まみれになった現場の写真が頭から離れない」などとして5月7日、国に慰謝料などの損害賠償を求めて提訴しました。残虐な事件を審理する裁判員の精神的負担が極めて大きいことをあらためて痛感させられる残念な出来事です。裁判員の職務に専念した結果、心に深い傷を負われたことに対し、心からお見舞い申し上げます。

女性側は、裁判員制度について、憲法第18条が禁じる「その意に反する苦役」に当たるなどとして、憲法違反であると主張、裁判員法を成立させた国会議員に「重大な過失がある」とも主張しています。しかし、裁判員制度の憲法問題は、立法段階で真剣に論議され、裁判員法の施行後、最高裁判所大法廷判決で合憲と判断されるなど、一応の決着をみておりますから、この検討会で、あらためて論議を繰り返すには及ばないと考えます。また、提訴中の個別の事件に言及することは妥当ではなく、主張の中身についての意見も差し控えたいと考えます。

裁判員制度は実施から4年目に入り、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会などの努力もあって、幸いにして「ほぼ順調」と肯定的な評価を受けておりました。しかし、まだまだ改善すべき課題は多く、その一つが、この「裁判員等の保護」に関わる問題だと思えます。

この検討会では、裁判員・補充裁判員の保護について論議された中で、心理的ケアなどの問題が取り上げられました。一定の方向性は既に出されていると理解しておりますが、ただ、現実に提訴という深刻な事態が新たに生じたことを踏まえすと、さらに突っ込んだ検討が必要だと感じます。

この事態を契機として、司法関係者からは「裁判員制度そのものの廃止」を求める意見も公表されました。このように「廃止」にまでは言及しなくても、今後、関係法令の改正などを強く要求する意見が出てくることは十分予想でき

ます。

私見を述べさせていただきますと、この新しい事態を踏まえましても、現行制度の廃止はもとより、残酷な事件を裁判員裁判の対象事件から除外するなどの基本的枠組みの変更までは必要がないと考えますが、検察官の立証や弁護人の反証、裁判官の訴訟指揮といった運用面ではさらなる改善が必要です。また、訴訟外での裁判員・補充裁判員の支援策も強化していかなければならないと考えます。

具体的な提案などを以下に若干、述べさせていただきます。

▽ 望まれる配慮

裁判員裁判が始まったころに比べますと、最近では書面の分量が増えるとともに、詳しい主張や証拠調べが目につき、以前の「書面中心の裁判」へ戻るかのような傾向が見られます。「厳選した最良の証拠」による「公判中心主義」の裁判こそが裁判員制度の理想なのだとすることを、法曹関係者にはあらためて想起していただきたいと願っています。そのことが徹底できれば、不幸な事態の多くは未然に防止できるのではないのでしょうか。

ここでは裁判の進行手順を念頭に置きながら、望まれる配慮について考えてみたいと思います。進行に応じて、それぞれ考慮すべき重点が違ってくように見えるからです。

以下の3つに大別してみます。

- A. 裁判所の人的・物的側面での配慮
- B. 裁判の進行面での配慮
 - ① 裁判員の選任手続
 - ② 公判前整理手続
 - ③ 公判審理
 - ④ 評議・評決
 - ⑤ 職務終了後
- C. 外部組織との連携

これらの中には、既にこの検討会で議論されたものもありますので、そこはできるだけ重複を避けながら、考えを述べていきたいと思います。

▽ 具体的な改善の提案

- A. 裁判所の人的・物的側面での配慮
 - a. 裁判所での臨床心理士ら専門家の待機。

- ・これは裁判員経験者の団体から最高裁判所へ提案が出されており、真剣に検討をしていただきたい。
- ・休憩中や裁判終了後に相談がしやすいような裁判所にしていく必要があります。

b. 医務官の配置

- ・東京家庭裁判所には精神科医の医務室技官がおられます。成年後見の判断に必要な精神鑑定などを担当していて、激務なのですが、刑事事件でも、技官を配置することを考えてもよいのではないのでしょうか。
- ・適任者の採用や人件費負担の問題があり、直ちにすべての本庁・支部に配置するのは難しいですが、少なくとも高等裁判所の本庁・支部の所在地には配置し、専門医が裁判員・補充裁判員と直接面接して治療・助言などをしていただければ気持ちは軽くなるように思えます。

B. 裁判の進行面での配慮

① 裁判員の選任手続

a. 辞退制度の弾力的活用

- ・精神的にナーバスな候補者は、選任手続の時に、裁判官へ適切な配慮をしてもらえるように求める機会を設けることが必要でしょう。
- ・選任に当たっては、候補者に「無理強い」と受け取られることがないように、「辞退」を弾力的に認める運用を心掛けていただきたい。
- ・第1回公判前に、精神的にナーバスな候補者が希望すれば、臨床心理士等の診察等を受け、審理に臨むのが難しい状態ならば「辞退」が認められるようにする仕組みを考えてもよいのではないのでしょうか。

b. 別の日時指定

事案によっては、選任手続と第1回公判期日を別の日時に指定し、裁判員・補充裁判員がある程度の準備を済ませ、心にゆとりを持って公判に臨める状況をつくることも考慮してほしいと思います。うまく活用すれば、「不意打ち」を受けたようなダメージは回避できるチャンスが生まれると思います。

② 公判前整理手続

a. 手続きを丁寧に

- ・凶悪事件の現場を見たこともない素人が、職務上、見たり、聞いたりしなければならぬ証拠を公判でどう扱うかは大変慎重な判断を要します。どのような証拠を、どのような方法で、どこまで調べるか。整理手続きは丁寧に行わなければなりません。

b. 予告（注意喚起）も考慮を

- ・「予断の排除」との関係で微妙な問題を含むのですが、心理的なダ

メージの大きいことが予想される証拠調べについては、整理段階で、ある程度の予告（注意喚起）ができないものでしょうか。

- ・ 予告があれば、公判前整理の結果について裁判員・補充裁判員が知る際の心構えができます。

c. 審理計画にゆとりを

審理計画の立案でも、証拠調べの期日にはある程度のゆとりを持たせることも必要でしょう。次々と衝撃的な証拠と直面させられたら、裁判員・補充裁判員は平常心を失ってしまうかもしれません。一つ一つケアをしていくくらいの日程的なゆとりが欲しいと思います。

③ 公判審理

a. 裁判員・補充裁判員への説明

残酷な事件の場合、審理の進行を急がず、裁判員・補充裁判員・補充裁判員に、場合によっては途中で交代の申出もできることを随時説明して、心理面で十分な準備ができるようにしておくことが重要です。

b. 身体の変調の訴え

- ・ 裁判員・補充裁判員がすぐ身体の変調を訴えることができるような審理の進め方を工夫していただきたい。
- ・ 証拠調べの前後にこまめに休憩を挟み、その間に裁判官が裁判員らの体調におかしな様子が見受けられないかをチェックしていただきたい。裁判官の気配りが必要です。
- ・ 裁判員・補充裁判員も、我慢は続けずに、早く申し出ることが必要でしょう。無理は大敵です。

c. 補充裁判員との交替

- ・ 体調不良の場合は、ためらわずに補充裁判員と交替できる運用を心掛けていただきたい。
- ・ 記者会見では補充裁判員が大変しっかりした発言をしています。出番がなく終わってしまったのが、もったいなく感じるが多々あります。補充裁判員の積極的活用も打開策の一つでしょう。

d. 証拠の吟味

- ・ カラー写真、凶器などインパクトの大きな証拠調べは、その必要性について厳しい吟味が必要です。事実を知って、十分な心証を形成してもらうには、衝撃的なカラー写真などを加工することなしに見せる必要があることは理解できますが、必要性の限度を超え、念押しのように何枚も見せる証拠調べは避けなければなりません。
- ・ 難しい選択かもしれませんが、選りすぐった「最良の証拠」による立証を、今以上に心掛けていただきたい。

e. 立証方法の工夫

- ・裁判員裁判が始まった当初は、今回のような事態を避けるため、残酷な現場写真などは法廷で示さず、コンピューター加工の図面（CG）などを使った審理が模索されました。実際に傍聴した審理でも図面が使われましたが、最近はそのような工夫が少なくなった感があります。
- ・証拠はありのままに見せるのが原則であり、CGでの代用には疑問があります。しかし、すべて現物でなければならないのかどうか。工夫の余地がありましょう。
- ・検察官が有罪の心証形成を重視するのは当然ですが、福島地方裁判所郡山支部では、この問題が起きた後の公判で、衝撃度の大きいカラー写真をいきなり示さず、白黒写真から始めてカラー写真に切り替える方法に変更されたと聞きます。白黒写真で心証がとれるケースは多いと思われ、特にカラー写真は慎重な検討が必要だと考えます。

④ 評議

a. 中間評議の工夫

残酷な場面の証拠調べが終わった後は、その評価をすぐ中間評議で固めておくような工夫をしてほしいと思います。もちろん、二度と議論をすべきではないという意味ではなく、必要ならば再度、検討しなければなりません、それも漫然と行わないようにしてください。

b. 深刻化の回避

何度も思い出させると、心理的ダメージが深刻化してしまいます。長く尾を引かせることは極力避けるべきです。

⑤ 裁判後のケア

a. 最高裁判所「裁判員メンタルサポート窓口」の充実

- ・精神科医師との対面カウンセリングには回数制限があります。しかし、症状によっては長期化する場合があります、回数制限を撤廃・緩和する措置を講じてほしいところです。
- ・医療機関の紹介も積極的に行ってください。

b. 対面カウンセリングの経費

対面カウンセリングの経費は裁判所が負担する制度を新設していただきたい。裁判員・補充裁判員に経費負担を齎寄せしてはなりません。

C. 外部組織との連携

裁判員制度のような国民参加の制度は、裁判所など司法の世界だけで自己完結できるものではなく、外部組織との連携があつてこそ円滑に運営ができるように思えます。「裁判員メンタルサポート窓口」のところで述べました提携先の拡大も、その一例です。そのほかに次のような組織を新設したり、既

存の組織に新たな協力を求めたりすることを検討しても良いのではないのでしょうか。

a. 裁判員経験者らの「協会」を新設

- ・地方裁判所の本庁・支部の中に裁判員経験者らの「協会」を設け、相談に乗ったりしてもらうことが考えられます。半ば公的な組織といえましょう。
- ・外国には陪審員・参審員のOB、OGによる組織を裁判所内に置いている所が見受けられます。日本でも、最高裁判所の庁舎内には、全国の調停委員が加入する財団法人「日本調停協会連合会」事務局がありますから、それと似たような感じでしょうか。参考にするのも一案でしょう。
- ・ボランティア的な仕事を引き受けてくれる外部人材の活用に、裁判所はもっと前向きになってほしい気がします。

b. 裁判員経験者団体の支援

- ・前記のような公的性格を持った組織ではなくても、民間には、裁判員経験者らがつくっている交流団体などがあります。そこに委嘱することも考えてよさそうです。
- ・委嘱をすれば、財政的・人的な支援が必要になりますが、同じ経験を持った者同士の話し合いは悩みの解消・緩和にきっと効果的でしょう。

▽ おわりに

戦後最大の司法改革が一段落したこの時期に、刑事司法全体を見直し、将来の在り方をじっくりと考えることは、大変重要な意味があります。今回の提訴は、始まったばかりの裁判員制度についても、その一つの機会を与えてくれました。問題提起を正面から受け止め、真摯に対処しなければなりません。

この問題への対処法は極めて多岐にわたります。内容によっては法改正が必要だとする意見があるかもしれませんし、具体的に述べたものの中には国の財政的支出の裏付けがなければ前に進まない項目もあります。司法関係者だけでなく、国会、政府をはじめ社会全体の理解が必要です。

また、裁判員・補充裁判員の「秘密を守る義務（守秘義務）」を緩和するかどうかの問題も関係してくるでしょう。家族にまで何も話せず、悶々として悩みを深めるというのでは窮屈すぎるだろうと考えます。裁判員・補充裁判員の心理的な負担を軽くするには、裁判が終わった後も、一定の条件の下で、互いに苦しい胸の内を語り合えるようにする場を設けた方が良いのではないのでしょうか。

裁判員・補充裁判員の保護は、今後、裁判員制度をより良いものにしていく上で、大変重要な意味を持つ検討課題です。この点をおろそかにしたのでは、裁判員制度に寄せる国民の支持が揺らぎかねません。刑事司法を盤石な基盤の上に築き上げていくために、この検討会が報告書で行う問題点の指摘や具体的提言をぜひ、速やかに活かしてほしいと願っております。